

福岡広域都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画宗像中央公園地区地区計画を次のように変更する。

名 称	宗 像 中 央 公 園 地 区 地 区 計 画	
位 置	宗像市稲元五丁目の一部	
面 積	約 8.6 ヘクタール	
地区計画の 目標	<p>本地区は、JR 鹿児島本線赤間駅から北西へ約 1.5 キロメートルに位置し、老人福祉センター、小学校、地区公園などの公共施設が集合する地域である。</p> <p>本市の介護保険事業計画に基づく高齢者福祉関係サービスの実施にあたり、地区計画を定めることによって、市民の健康づくり・福祉の向上とともに、周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図る。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の 方針	隣接する低層専用住宅地と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の公共公益施設の集合地域としての土地利用を推進する。
	地区施設の 整備方針	区域内の各施設へのアクセスを円滑にするため、道路を整備する。
	建築物等の 整備の方針	公共公益施設の集合地域としての環境を保全するため、建築物の用途の制限を設定する。

地区整備計画区域の面積		約8.6ヘクタール		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	幅員 6メートル
				延長 約180メートル
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物に限り建築することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 2 老人福祉センターその他これに類するもの 3 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設 4 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（有料老人ホームは、介護保険法に規定する地域密着型特定施設（介護保険法第78条の2の規定により、市が指定した施設に限る。）とする。） 5 老人福祉法に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行うための施設（老人福祉法第5条の2第5項に規定された事業を行う市が指定した施設に限る。） 6 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行うために共同生活を営む住居（老人福祉法第5条の2第6項に規定された事業を行う市が指定した施設に限る。） 7 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項に規定する都道府県知事が指定した養成施設 8 学童保育所（児童福祉法第34条の8第1項又は第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設） 9 前各号の建築物に附属するもの（自動車車庫については、建築基準法施行令第130条の8に定めるものに限る。） 	
備考	<p>用語の意義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。</p> <p>地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。</p>			

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」